

## 2014年6月通常会議 意見書案に対する賛成討論

2014年6月20日

岸本 典子

私は日本共産党天津市会議員団を代表いたしまして、意見書案第12号 大企業本位の法人税減税に反対する意見書について、意見書案第18号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認を行わないことを求める意見書について、以上意見書案2件について賛成討論を行います。

まず、意見書案第12号 大企業本位の法人税減税に反対する意見書についてです。

政府の経済財政諮問会議が経済財政運営の基本指針、骨太の方針素案を決定し、国と地方の法人課税を合わせた法人実効税率を20%台まで引き下げることが明記しました。法人税減税は経済政策アベノミクスで、世界で最も企業が活動しやすい国を目指すという安倍首相がこれまでこだわり続けてきた政策です。借金である公債の発行残高は既に780兆円に上り、加えて法人税の実効税率を1%引き下げするには約5,000億円、10%なら5兆円の財源が必要となります。しかし、素案では具体的な財源が示されず、年末の税制改正に向けた論議で決めるとされましたが、一方で中小企業や国民に負担を押しつけるさまざまな施策が既に浮かび上がっています。例えば政府や財界が目を付けているのが外形標準課税の対象の拡大で、もしこれが実施されれば、ただでさえ赤字で苦しんでいる多くの中小企業にとってさらに大幅な負担増となります。

また、国民には今年4月から消費税の増税に加え、配偶者控除の廃止、縮小、医療や介護を中心に自然増を含めた給付の抑制、年金給付額の削減や給付年齢の引き上げなどが検討されており、さらに消費税率を10%に引き上げることについても、年内に判断を行うとしています。安倍政権や財界、大企業は、日本の法人税負担が重過ぎると言いますが、大企業には試験研究費の税額控除、使用済燃料再処理準備金などなど、中小・零細業者にはほとんど縁のない手厚い租税特別措置や政策減税があり、実質的な税負担は決して重くありません。最近もトヨタ自動車が5年間にわたって一円も法人税を払っていなかったことが社長自ら認めていることです。

一方で、昨年秋に天津市の産業観光部、中小企業振興に関する市内研究会が行った市内の中小事業者へのアンケートでは、回答率は低いものの、政府が実施している成長戦略や経済金融対策に対し、依然として景気回復を実感することが難しいとの回答が多数でした。このような中で、さらなる大企業減税のために、中小・零細事業者や国民に負担を押しつけるというようなやり方は許されるものではありません。よって、大企業本位の法人税減税に反対する本意見書に賛成するものです。

次に、意見書案第18号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認を行わないことを求める意見書についてです。

安倍政権が集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更を閣議決定で強行しようとしていることに、多くの国民や民主団体をはじめ、自民党元幹部からさえも批判の声が上がり、全国52の全ての単位弁護士会は、解釈による集団的自衛権行使容認に反対する会長声明や意見書を上げています。

集団的自衛権の行使とは、自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事支援を行うこともあるということですが、この間の国会論戦などを通じて明らかとなっていますが、日本のような歯止めを持たず、アフガ

ンで活動した北大西洋条約機構、NATO諸国は、1,000人以上の命が奪われました。米国もアフガン、イラク戦争で多数の戦死者を出し、派遣兵士のほぼ3分の1、約60万人が心的外傷後ストレス障害、PTSDになり、多くの自殺者も出ています。先日、与党協議に示された閣議決定案は、日本への武力攻撃がなくても、国民の権利が根底から覆されるおそれがあり、ほかに適当な手段がない場合などに、海外などで武力行使ができると明記され、これをもって一定の歯止めになると政府は弁明していますが、おそれや適当な手段があるかどうか、それを判断するのは時の政権です。米国のイラク侵略戦争やアフガニスタン報復戦争当時であれば、イラクの大量破壊兵器の保有や9・11同時多発テロを口実に日本国民の権利が根底から覆されるおそれがあると言って参戦も可能になりかねません。歯止めどころか、自衛隊派兵は無制限に広がります。日本は憲法制定後60年以上、他国の国民も日本の国民も一人の戦死者も出さずに来ました。それは、武力は行使しない、戦闘地域には行かないという憲法上の歯止めがあったからです。本来憲法は権力者が暴走しないように拘束するためのものです。歴代の自民政権は、自衛隊創設以来、一貫して集団的自衛権行使は憲法第9条のもとでは許されないとの解釈を示してきました。この解釈は、国会での議論の積み重ねを通じて政府の憲法解釈として定着してきたものでした。この半世紀にわたる憲法解釈を180度覆し、海外で戦争し、日本の若者が血を流す大転換を国民多数の批判や不安に耳をかさず、国会でのまともな議論もなしに、与党だけの密室協議を通じて一内閣の判断で強行するなど、憲法破壊のクーデターと呼ぶべき暴挙であり、断じて許されるものではありません。

よって、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認を行わないことを求める本意見書に賛成するものです。

以上、2件の意見書案について、議案各位の賛同をお願いして、賛成討論といたします。